

中国農村産権交易所の開設と 運営において求められる要件

主任研究員 若林剛志

〔要 旨〕

農村産権交易所は、中国農村部において財産権を取引するために設けられた取引所である。本稿は、交易所の開設と運営に関する基礎的な政策文書を紹介することで、交易所の概要をつかむことを目的としている。交易所の主な特徴としては、多様な財産権を扱うことができること、非営利であれば民間企業が開設および運営してもよいこと、農民に近い郷鎮での開設が推奨されていること、3つの基本機能から必要に応じて機能を拡大できること等がある。これらの特徴は、農地流動化という農業構造の変化に関与する組織のあり方を検討する際の論点となりうる。

目 次

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 農村産権交易所 | (10) サービス内容〔服务内容〕 |
| 2 交易所開設と運営に関する通達の趣旨の説明 | (11) 管理制度 |
| 序文 | (12) 監督管理 |
| (1) 指導思想 | (13) 業界団体設立と業界の自主ルール |
| (2) 基本原則 | 〔行業自律〕 |
| (3) 位置付け〔性質〕 | (14) 政策支援〔扶持政策〕 |
| (4) 機能〔功能〕 | (15) 組織指導〔組織領導〕 |
| (5) 設立 | 3 交易所の特徴と農地取引に関与する組織を |
| (6) 構成 | 考える際の論点 |
| (7) 運営方法〔形式〕 | 4 最近の動向 |
| (8) 取り扱う財産権〔交易品種〕 | —おわりにかえて— |
| (9) 取引主体〔交易主体〕 | |

1 農村産権交易所

農村産権交易所（以下「交易所」という）は、中国農村部において財産権を取引するために設けられた取引所である。^(注1)農村部を訪問した際に注意深く探せば、大方目にすることができる交易所であるが、交易所に関する統計資料が不十分なため、全国的な動向を知ることすら難しい。それでも、全国の交易所数ならば、これまで少なくとも农业部（2016）および韓（2018）の2回にわたり報告されている。^(注2)前者によれば、2015年の交易所数は、県や市に1,231、郷鎮に1万7,826あり、後者によれば、18年のそれは21省の県や市に1,239、郷鎮に1万8,731あることに言及されている。18年の県レベルの行政区画数が2,851であり、郷レベルのそれが3万9,945であるから、県や市の43.5%、郷鎮の46.9%に交易所が存在することになる。また、15年から18年までの間の交易所数は、伸びてはいるものの、その動きは緩慢である。

中国国内にこれだけの数があるにもかかわらず、日本において交易所が紹介されることはほとんどない。^(注3)しかしながら、交易所の情勢を確認する意義はあり、特に本稿では以下の2つの意義を重視している。

第1は、財産権のうち農地の経営権を取り扱っていることである。^(注4)実際に、交易所において主に取引される財産権は農地の経営権である。交易所を利用するか否かは任意とはいえ、農民が持つこの権利を媒介す

ることによって、交易所は農地の集積および集約といった中国農業における構造変化に関与しているのである。

農地の集積あるいは集約化といった農地の流動化は、中国の農業政策のなかでも重視されている。中国では、農業の産業化による農業の発展が志向され、それによって農民、農業、農村にまつわる諸問題、いわゆる三農問題の解消の一翼を担うことが目指されている。農地流動化による経営体の経営規模の拡大は、産業化を推し進めるにあたって不可欠であり、一方の経営権の出し手である貸し手にとっても、経営権を一定期間譲渡することが、農業経営以外に自らが持つ資源を振り向けることにつながり、効率化できる可能性を有している。農地流動化をめぐるこうした中国の動きは、農業の成長産業化を推し進め、担い手に農地を集積し、経営規模を拡大することが政策課題となっている日本と重なる部分がある。^(注5)

第2に、本稿では取り扱わないが、農地の経営権を扱うことから、その価値を見込んだ派生取引があることである。特に注目されているのは経営権を担保とした融資である。これは経営権を持つものが金融機関から融資を受ける際に、経営権を担保として融資を受けることである。^(注6)

銀行融資を中心とした信用取引において、借り手は自らの要資額を借りられるとは限らず、その制約が資源配分に影響を与え、収益を制限することもある。実際に、経営体への農業融資において、あるいは農民専業合作社の事業資金融資において担保が不

足しているという報告もある。^(注7) こうしたことを抑制するために、ほとんどの農民が持つ経営権を資産化し、それを担保として活用可能にしようという試みがある。

なお、交易所は、経営権取引において、経営権の価格形成機能を担っている。取引価格は、担保の価値に少なからず影響すると考えられることから、交易所が持つこの機能は、経営権の担保価値を評価するうえで無視できない。加えて、交易所のなかには、資産評価機能を持つ所もあり、経営権を評価する場合もあるという。

交易所を対象とした調査研究に以上のような意義があるにもかかわらず、日本においては交易所の紹介がほとんど見当たらないのが現状である。そこで、本稿では交易所の開設と運営に関する基礎的な政策文書である国務院弁公庁「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」(農村財產權取引市場を健全な發展に導くことに関する意見)を紹介することとする。この文書は、中国において国全体の方針が決定され、その後、に発出される文書の中でも、交易所というものを大づかみに知るのに適した文書である。^(注8) そして、この文書の紹介を通じて、農地取引に関与する組織について検討する際の論点となりうる事項にも触れたい。

(注1) 本稿では、後述する政策文書「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」で記されている「農村產權流轉交易市場」を、交易所としている。そうしているのは、市場が取引の場であり、上記文書が財産權取引市場の一部を担っている各々の交易所の開設と運営に関するものだからである。

(注2) 農業部は日本の農林水産省に相当する組織であり、2018年に農業部から農業農村部となっ

た。また、韓(2018)は、中国の農村改革40周年にあたってのプレスリリースであり、報告者である韓長賦氏は、当時および本稿執筆時点の農業農村部部長(部長は大臣に相当)である。したがって、交易所数に関する数値はいずれも農業農村部によるものである。

(注3) もちろん中国語では多くの文献がある。しかし、全国的な動向の把握が難しいことから、実態調査が中心であり、特に北京、武漢、成都といった大都市にある交易所に関する事例研究が多い。そのなかで、神州土地研究院編著(2018)は、交易所に関するトピックを総合的に扱った文献であるが、それでも交易所数や交易所を経由した取引件数や取引額といった情報には乏しい。日本語による文献としては若林(2020)、若林・王(2020)があり、後者では交易所の簡素な文献レビューが行われている。

(注4) 中国では、農地における権利を所有権、請負権、経営権の3つに分け(三權分置)、このうち経営権は、農地を所有している集団に届け出れば、経営権の権利保有者が自由に取引できることになっている。

(注5) 中国の農地流動化の状況について「農村經營管理情況統計」によれば、17年末までに5.12億ムー(約3,413万ha)の請負農地が流動化された。これは、総請負經營農地面積の37%に相当する。流動化の主な形式は賃貸(出租)で4.14億ムー(約2,760万ha)であり、これは流動化された面積の81%を占める。流動化された農地の受け手の第1位は農家(農戸)であり、2.94億ムー(約1,960万ha)となっており、これに第2位の合作社の値(1.16億ムー〔約773万ha〕)を加えると、流動化された面積の80%を占めることになる。

(注6) 融資取引において農地を担保とすることに関するこれまでの動きや事例について王(2018)、経営権担保融資を行うことを支援する交易所について述べた文献として中国农业銀行湖北省分行课题组(2014)がある。

(注7) 前者の例として何・何・郭(2018)、王(2018)、冯ほか(2019)、後者の例として王(2019)がある。

(注8) 交易所の整備に関連する動きを示しておく。交易所の整備は、13年11月の中国共产党第十八届中央委员会第三次全体会議で、交易所を立ち上げ、取引の透明性、公正性、規範的な運営を推進することが決定されたことに始まる(「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」〔全面的な改革を深化させる若干の重大問題に関する決定〕の中に「建立農村產權流轉交易市場、推動農村產權流轉交易公開、公正、規範運行」という文言がある)。この決定に基づいて、

14年11月に、中共中央・国务院は「關於引導農村土地經營權有序流轉發展農業適度規模經營的意見」（農村土地經營權の秩序ある流動化により適正規模への経営発展に導くことに関する意見）を出し、適正規模での農業経営を進めるために農地の流動化が求められるとして、農地經營權の取引に関する全般的な指針を示した。同様に、14年12月には、本稿が紹介する「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」が出され、農地經營權を含む取引可能な財産權を取引する場である交易所の開設と運営に関する指針が示されたのである。その後、16年6月に農業部が「農村土地經營權流轉交易市場運行規範（試行）」（交易所運営規範〔試行〕）を発出し、農地經營權を取り扱う交易所に向けて、（例えば身分證明書を提示するなどの）実務も含めた運営のためのルールを示している。

2 交易所開設と運営に関する通達の趣旨の説明

国务院弁公庁は、14年12月に「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」（以下「通達」という）という交易所の設置および業務運営の指針を公表した。この通達

は、4部15項目から構成されており、交易所の開設とその後の運営にあたって求められる要件が記載されている（第1表）。この通達は現在でも有効であり、かつ基本的なものであることから、以下では通達各項の概要とその趣旨を逐次紹介していく。紹介は、通達各項の内容を簡潔に示し、必要に応じてその趣旨を添えることとしたい。

序文

a 概要

まず、序文に交易所とその整備が必要な理由が記されている。^(注9)それは、三権分置等の農村改革と他産業への労働吸収を中心とした労働の移動を主な理由として、農民から經營權等の財産權讓渡需要が大幅に増加していること、財産權に関する多様な取引所が設立され、有効なサービスを提供してきたが、それぞれの運営にばらつきがあり、

第1表 交易所の開設と運営にかかる通達の構成とその内容

項目	記載内容
一、総体要求 (一)指導思想 (二)基本原則	通達を通じて求めていることについて これまでの方針に従って交易所を築いていくこと この通達に通底する原則を掲示
二、定位和形式 (三)性質 (四)功能 (五)設立 (六)構成 (七)形式	交易所の位置付けや形式について 交易所の性格、何を取引する所か 機能について記述 設立形態と非営利性について記述 事業の範囲について記述 多様な財産權取引をニーズに合った形式で提供すること
三、運行和監管 (八)交易品種 (九)交易主体 (十)服务内容 (十一)管理制度 (十二)監督管理 (十三)行業自律	運営と監督・管理について 取り扱う財産權について記述 取引を行う主体について記述 サービス内容について記述 設けるべき規程について記述 管理主体について記述 自己規律性を高めるために業界団体を作ること
四、保障措施 (十四)扶持政策 (十五)組織領導	保障措施について 地方政府が交易所をサポートすることを記述 地方政府が交易所を指導していくこと

資料 国务院办公庁(2014)

設立および運営についての規範が必要となっていること、交易所の健全な発展が権利の保護といった公益性にもつながり、かつ効率的な資源配分にもつながることから、交易所の開設と運営にあたってのガイドラインを提示したことが述べられている。

b 趣旨

労働移動に伴う経営権の譲渡は実際に多く見受けられ、そのニーズは高い。しかし、そのニーズに応えるためとはいえ、交易所が乱立し、各交易所の運営にばらつきがあったことから、健全発展のための指針を示すこととなった。通達では、取引の透明性や農村インフラとしての組織の透明性を維持し、組織の信頼性につなげることが求められ、第2項のほか、おおむね第11項から第13項がこれに関係している。もちろん、これらは交易所の開設と運営にあたって求められることであるが、改めて取引の透明性の確保を推し進める背景に、財産権取引にかかるトラブルが少なからずあったことがある（農業部（2016））。例えば、農地が集団所有であるにもかかわらず、少数の者が不明瞭な取引を行い、集団と集団に属す個別農家に不利益を与えかねないことがあった。

（注9）本稿における整備とは、指針に則して開設、統廃合すること、あるいは機能などを検討することである。後述のとおり、通達の前に財産権を取引する場を設けていた地域もあるため、統廃合も含んでいる。

(1) 指導思想

a 概要

本項では、これまで進められてきた党の基本方針に従って、農民や農村集団が所有する企業や合作社等の経済組織〔農村集体经济組織〕の財産権の保護を前提とした交易所を築いていくことを記している。^{（注10）}

（注10）〔 〕は通達の中で使用されている中国語であり、日本語の漢字と不一致の場合や筆者が必要と判断した場合にこれを付している。

(2) 基本原則

a 概要

第1に公益性を堅持すること〔堅持公益性為主〕、第2に透明性と公正性を堅持すること〔堅持公開公正規範〕、第3に現地の実情によること〔堅持因地制宜〕、第4に着実に推進すること〔堅持穩歩推進〕の4つの基本原則を挙げている。

b 趣旨

本項には、交易所開設と運営にあたっての4つの基本原則が記されている。原則であるから、これらは後述する各項に広く及ぶ。

第1は、これにより公共の福祉に沿った組織であることを求めている。

第2は、文字どおり、透明で取引の公正性を担保することを通じて信頼に足る組織であることを求めた文言である。

第3は、それぞれの地域において、交易所を開設するか否か、開設するならばどのような交易所を開設するか、そしてどのような財産権を取り扱うかについて、各地の

実情を考慮して計画や方針を定め、それに従い開設および運営していくことが求められている。現地の実情によるという文言から想像できるように、交易所の多様性が許容されている。実際、中国は広く、各地域の条件が一様でないため、現地の実情を踏まえることが記載され、それを原則としている。

第4は、既に開設されている交易所等を活用しながら、地域農民のニーズに合わせて、着実にその機能を充実させながら推し進めていくことが掲げられている。着実な推進については、ともすれば開設することが目的となり、それが性急なため実情に即していない交易所が開設されることを防止するとともに、運営において取扱件数や取扱額等の経営規模を追い求めるものとならないよう宣言しているものと考えられる。

ちなみに、既に開設されている交易所等とは、政府による農地の流動化促進と請負経営権譲渡のための市場整備方針を受けて、08年頃から設立されてきた経営権を媒介する場である。^(注11) その名称は地域ごとに多様であるが、請負経営権流動化サービスセンター〔農村土地承包経営権流転服務中心〕等と呼ばれていた。設立の早い交易所の例として、08年設立の成都農村産権交易所、09年設立の武漢農村総合産権交易所等がある。

(注11) 14年の一号文件において明確化されるまでは、請負権と経営権は未分離であったため、請負経営権が取引対象となっている。

(3) 位置付け〔性質〕

a 概要

本項には、交易所が様々な財産権の取引を行う拠点であることと、多様な財産権を包括的に取り扱う交易所だけでなく、既存の請負経営権流動化サービスセンター等も含めて交易所と呼称することを示している。

これに加え、取引の主流となっている財産権の例示があり、それは経営権や集団林地経営権である〔農戸承包土地経営権、集体林地経営権為主〕。ただし、集団所有となっている土地の所有権〔農村集体土地所有権〕は取引できず、可能なのは集団所有となっている農地に付随している農地を使用するための経営権である。

b 趣旨

上述のとおり、もともと交易所は、各地において必要に応じて設立された請負経営権流動化サービスセンターがあり、政府が示す将来像は、そこに行けば多様な権利の取引を、取引主体が望む形で取引することが可能な総合的なサービス拠点（プラットフォーム）である。^(注12)

(注12) 交易所の例として、請負経営権流動化サービスセンター〔農村土地承包経営権流転服務中心〕、集団資産管理交易センター〔農村集体資産管理交易中心〕、林権管理サービスセンターと林業産権交易所〔林権管理服務中心和林業産権交易所〕などが挙げられている。

(4) 機能〔功能〕

a 概要

本項には、交易所が持つべき機能が記述されている。交易所は、基本機能として情

報伝達、価格形成および仲介の3つの機能を果たすとともに、ニーズに合わせて法律相談、資産評価等に機能を拡大していき、農村における総合的なサービス拠点（プラットフォーム）に発展することが展望されている。

b 趣旨

交易所は、交易所ごとにニーズに応じて機能を拡大することが記されている。例えば、筆者が若林・王（2020）で事例として取り上げた交易所では、上記の3つの基本機能のほかに、農地流動化に伴う契約内容の確認、決済、基金を活用した賃借料保証、農地のストック、農地付帯施設整備といった機能を有していた。契約内容の確認、決済および賃借料保証については、後々のトラブルを回避する目的から設けられ、賃借料保証、農地のストックおよび農地付帯施設整備機能は、経営権譲渡者のニーズを反映して設けられている機能であった。農地流動化に伴う契約内容の確認機能および決済機能は、少ないながらも筆者が調査した他の交易所でも確認されており、決済支援は後述の通達第10項にも交易所のサービス内容として例示されている。加えて、若林・王（2020）では、基金を活用した賃借料保証機能、農地のストック機能、農地付帯施設整備機能は、上述の事例を除き、調査した交易所では今のところ確認されていないという点で、独特の機能であることに言及している。

(5) 設立

a 概要

本項には、交易所を非営利法人として設立し、利用者にサービスを提供することが明示されている。法人の設立形態は、企業法人または事業法人とされており、地方政府によって認可される。そして、認可した地方政府が、交易所を指導および委員会を通じて監督することとしている。

b 趣旨

交易所が非営利法人であることが明文化されているが、交易所を運営する主体は営利団体であっても差し支えない。したがって、営利企業が交易所の開設および運営に関与することはあるし、現に筆者も陝西省において3つの交易所の運営に関与する企業を訪問し、聞き取り調査を行ったことがある。ただし、当然のことながら、営利団体であっても交易所の運営に限っては、非営利ということだけでなく、基本原則である公益性の保持が求められる。なお、指導および監督については、それぞれ第15項および第12項に記載されている。

また、事業法人とは国や地方政府によってある特定目的のために設立される法人であり、例えば国の社会科学系のシンクタンクである中国社会科学院は、国に寄与する研究を行うことを目的に、国によって設立された事業法人である。

(6) 構成

a 概要

本項には、既存組織を十二分に活用しながら、利用者にサービスを提供していくこと、各交易所がサービスを提供する範囲は郷鎮を基礎とし、農民に寄り添いながらその機能を発揮すること、必要に応じて県や市までをカバーするような組織として運営を行っていくことができるが、その際も農民に寄り添いながらその機能を発揮するために、郷鎮等の拠点と連携を取っていく必要があることが記されている。^(注13)

(注13) 中国の地方自治は、省級（省、自治区、直轄市〔北京市等〕）、地級（地級市、少数民族が在住する自治州等）、県級（県、県級市等〔孔子生誕の地であり、地級市に位置付けられる済寧市内の曲阜市等がある〕）、郷級（郷、鎮）と4つに区分されている。ここでいう市は、主として数の多い地級市を指していると推察されるが、直轄市である北京市等も含まれると考えられ、例えば北京市農業投資有限公司が出資し、設立された北京農村産権交易所も交易所のひとつである。

(7) 運営方法〔形式〕

a 概要

本項には、実情に即し、ニーズに合った形でサービスを提供していくことが記されている。その形式には、近隣の交易所で多様な財産権を対面取引する形式だけでなく、情報通信技術を通じて貸し手と借り手の取引を可能とすることにも触れられている。

b 趣旨

経営権を譲り受けた経営体が、遠方も含め国内のいずれの地域に、どのような経営権譲渡希望農地があるのかを知ろうとし

ても、郷鎮レベルの交易所の情報までアクセスできないことがあり、不便を感じることもあるようである。実際に、陝西省で交易所の運営に関与している営利企業に尋ねたところ、かつて中国沿海部にある農業関連企業が、陝西省内で営業を行うため農地経営権の情報を得ようとしたが、その情報にアクセスできないあるいはアクセスできても、個別に開設された交易所ごとに照会する必要があり、不便を感じているという相談を受けたことがあるとのことであった。こうした声を反映し、効果的な取引手段の提供を目指しているようである。

(8) 取り扱う財産権〔交易品種〕

a 概要

本項には、取り扱う財産権が8つに分けて記されている。

第1は請け負った農地の経営権〔農戸承包土地経営権〕、第2は林権、すなわち森地経営権および木材利用権、第3は四荒使用権、第4は農村集団が持つ経営性の資産〔農村集体経営性資産〕、第5は農業生産のための施設〔農業生産施設設備〕、第6は小型水利施設使用権〔小型水利施設使用権〕、第7は農業関連の知的財産権〔農業類知識産権〕、第8はその他である。

b 趣旨

第1の農地経営権は、交易所における取引の中心となる財産権である。第2の林権も、上述の第3項に記載されているように、交易所において取引される主な財産権であ

る。第3の四荒使用権の四荒とは、集団が所有する4種類の土地でかつ荒れている土地のことであり、山、溝、丘および砂州の4つを指している〔農村集団所有の荒山、荒溝、荒丘、荒灘使用権〕。第4の農村集団が持つ経営性の資産には、企業、工場、店舗等が該当し、第5の農業生産のための施設としては、施設園芸用のビニールハウス等がある。第6の小型水利施設には、ため池等の水利施設等が、第7の農業関連の知的財産権には、発明や新品種、特許や商標等が該当する。第8のその他については、例えばかんがい施設工事施行の権利を譲渡したり、園芸団地の管理運営権を譲渡したりするなどの例があるようである〔農村建設項目招標、産業項目招商和転讓等〕。

(9) 取引主体〔交易主体〕

a 概要

本項には、取引を行う主体について記されており、いかなる法人または自然人も交易所を利用し取引することができるとうたっている。主に取引を行うのは、農民、合作社、農村集団が所有する経済組織などの集団経済組織、農業関連の企業である。宅地利用権や住宅財産権の取引に関し、取引対象者の資格制限はなく、仮に海外の企業や投資家であっても中国国内法に抵触しなければ取引主体となることができる。

取引は自由に行うことができ、取引内容は登録されなければならない。そのなかで、一定額以上の農村集団に属する資産については、交易所を利用し、透明な取引を行わ

なければならないとしている。

b 趣旨

農村集団に属する一定額以上の資産を取引する際に、透明性確保のため交易所を利用する必要があるのは、既述のとおり、集団所有であるにもかかわらず、少数の者が不明瞭な取引を行った例があるためと考えられる。

(10) サービス内容〔服務内容〕

a 概要

本項には、サービス内容が記されている。基本サービスとして挙げられているのは、取引情報の提供、取引の相談と申込みの受付、財産権譲渡取引証明書の発行、財産権の変更登録と資金決済手続きの支援等である。これに加え、資産の評価、法律関連のサービスおよびプロジェクトの推進などもある。

b 趣旨

第7項で述べたように、実情に即してサービスを提供していくのであって、その内容は各交易所で異なる。第4項の趣旨説明で挙げた若林・王（2020）の事例交易所では、基本機能以外に賃借料保証、農地のストックおよび農地付帯施設整備機能を持ち、それぞれ貸し手のニーズに合わせて導入されていた機能である。

以上の3つの機能は、それぞれ概要に例示された基本サービスのひとつとして位置付けることも可能である。賃借料保証は、

地方政府による財産権取引円滑化のためのプロジェクトの一環で設立された基金を利用することで、そのプロジェクトを推進することにつながっているし、農地のストックは、地方政府の土地利用計画において必要となる農地確保の一環でもある。農地付帯施設整備も、地方政府が策定する土地利用計画を進めるにあたって、経営権を有し営農する際の利便性を高めるためとして位置付けることができる。

(11) 管理制度

a 概要

本項は、法令を遵守しながら、基本原則にも掲げられた公正な取引を行い、農村住民にとって利便性の高いサービスを提供するために、交易所が設けるべき規程が記されている。交易所は、どこの交易所でも健全で標準化された管理体制を持ち、そのための規程を策定し、それに基づき事業を行うことを提示している。

(12) 監督管理

a 概要

本項は、交易所の監督に関する条項であり、交易所監督管理委員会と地方政府の市場監督管理局〔農村産権流転交易監督管理委員会和市場主管部〕がそれを行うことを記している。交易所監督管理委員会と市場監督管理局は、公正な取引を推し進めるよう、交易所に対する定期的な検査や監視を行うことはもちろん、情報の隠蔽や不透明な取引を許さず、農業生産能力や生態系を破壊

するような取引も許容しないことが記載されている。

b 趣旨

交易所監督管理委員会は、交易所をうまく運営させるために設けられたものであり、地方政府に属する。例えば、重慶市の交易所監督管理委員会は、重慶市の農業管轄副市长を長としており、地方政府の各局副局長がそのメンバーとなり、運営されている。

(13) 業界団体設立と業界の自主ルール

[行業自律]

a 概要

本項には、各交易所の自己規律性を高め、取引の信頼性を高めるために、交易所の業界団体の設立を検討することが記されている。業界団体の設立によって、取引におけるサービスの基準の設定だけでなく、役職員の行動規範、育成および交易所間の交流等を通じてサービスの質を高めていくことが期待されている。

(14) 政策支援〔扶持政策〕

a 概要

本項には、原則として交易所の開設を認可する地方政府が、交易所をサポートしていくことが記されている。地方政府は、基本原則に照らし、交易所の開設および運営に滞りのないようにサポートすることはもちろん、ニーズに基づき業務を行う交易所に必要な助成も行うこと、総合的なサービス拠点（プラットフォーム）への発展に向け

た交易所の管理体制構築や人材育成などに
対し、行政による交易所へのサービス向上
を推し進めていくことが明記されている。

(15) 組織指導〔組織領導〕

a 概要

本項には、地方政府が交易所を指導して
いくことが記されている。例えば、地方政
府が主体的に交易所を指導し、法令を遵守
するよう促し、各地方の状況を踏まえて交
易所の計画策定を支援し、管理していくこ
とが挙げられている。これらの指導は、地
方政府の関係部と連携を取りながら行い、
それによって交易所が持つ問題を解決して
いくことが求められている。

3 交易所の特徴と農地取引に 関与する組織を考える際の 論点

前節を踏まえ、交易所と交易所を通じた
取引を論じるうえでの特徴をここでは5つ
提示しておきたい。それらは、交易所とい
う農地流動化を推進する海外の媒介組織の
概要を知った今、日本において農地取引を
行う組織、すなわち農地中間管理機構（以
下「機構」という）との対比やそれを考え
る論点となるだけでなく、農地流動化に関
わる組織のあり方を考えるうえでも有益な
材料を提供するものと考えられる。

特徴の第1は、第8項に記載されている
ように、多様な財産権を取り扱うことがで
きる点である。そして、交易所が地区とし

ている地域の実情に応じて、扱う財産権を
選択することが可能である。比較対象とし
て機構を例にとると、山林や施設園芸用の
ハウス等は扱っていない。

第2は、第5項にあるように、非営利で
あるという要件を満たせば、民間企業であ
っても交易所を開設し、運営することがで
きる点である。引き続き機構を例にとると、
同機構は県知事が指定する1つの機関が業
務を行うこととなっており、その多くが農
業公社である。

第3は、第6項で述べられているように、
設置の範囲は限定していないが、農民に近
い郷鎮レベルでの設置を推奨している点で
ある。やはり機構を例にとると、同機構は、
県を範囲として設置されているが、交易所
は、まずは郷鎮レベル、おおむね日本にお
ける市町村内の地区レベルからの設置を推
奨しており、狭い範囲から状況に応じて広
域へと拡大していくことが想定されており、
接近方法が機構とは異なる。また、範囲に
関して、機構では、1県1組織が県内全域
をくまなく地区とし、業務を遂行するが、
交易所は開設が任意であるため、交易所の
ない空白地もあるという違いもある。

第4は、第4項に記された機能について
である。機能には3大機能とそれ以外の付
加機能が複数ある。そのなかで、特にここ
で言及しておくべきは仲介機能である。機
構を例にとると、同機構は、仲介でなく直
接取引相手となり、契約者となっている。

第5は、財源についてである。第14項で
は、地方政府が交易所をサポートし、必要

な助成も行うこととしている。交易所の収支は定かではないが、仲介による収入は少なく、地方政府等からの助成が大きな割合を占める交易所が多いのではないかと推察される。例えば、若林・王（2020）が聞き取り調査を行った事業法人である交易所では、収支に関する聞き取りができなかったものの、少なくとも人件費と事務所費は地方政府から補てんされていると述べられており、この事例では、地方政府による助成を受けているようである。一方、機構では、取引において数%の手数料を得ているところもあるが、それでは成り立たず、国および県からの事業費および人件費の助成が収入の中心となっている。両者の対比から、両者の収支構造は似通っている可能性がある。

4 最近の動向 —おわりにかえて—

これまで交易所に関する基本的な通達を紹介するとともに、交易所のあり方を考えるうえで有益と思われる若干の論点についても提示してきた。最後に、知りうる範囲で最近の動向に触れ、本稿を締めくくった^(注14)。

紹介した通達の発出から5年が経ち、交易所の開設および運営については概して落ち着いているようである。それは、財産権取引の需要が高い地域では既に開設されたことと、この通達が示され、交易所の開設と運営に関する指針を示し、16年6月に農

業部が主として農地経営権を取り扱う交易所で発生する問題を抑制しようと、事業を行うにあたってのルールを示したこと等により、一定程度交易所の運営が軌道に乗ったことが要因ではないかと推察される。また、一方で経営権を譲渡したい人の多くが、既に譲渡してしまったため、取引数が少なく、外形上落ち着いているように見えるという可能性もある。

こうした交易所に関する中国国内での調査研究は多いが、それでも際立って多いというわけではない。特に、ここ2、3年の研究成果は少ない。15年と18年の交易所数の緩慢な伸びからも推察されるように、制度上および交易所の活動にしても、顕著な動きはあまり見られないようであり、そのことが研究の少なさに影響を及ぼしていることも考えられる。

このほか、研究が少ない理由はいくつか考えられるが、ここでは2つ挙げておきたい。

第1は、全国的な動向が把握しにくいことである。筆者の知りうる限り、全国的な数値が提示されたのは2度であり、それも交易所数のみである。このため、中国国内での研究成果は事例分析が中心となっている。しかし、その事例分析においても、取引の件数や取引額が明らかにされることはそれほど多くなく、なかなか実態がつかみづらいようである。

第2に、交易所の評価が難しいことである。第1の点と関係するが、全国的な動向が不明なため、仮に事例を分析してもその

評価や位置付けを述べるのが困難である。加えて、交易所は開設されているが、交易所のなかには、取引実績が少ない所もあるし、交易所の存在によって取引が促進されているかどうか評価しにくい。また、通達で地域の実情に応じて設立されることが求められているように、多様な交易所が存在するようであり、そのことも評価を難しくしている。

通達の序文にあるように、交易所は財産権取引のニーズに合わせ発展してきたものである。交易所は、農村に不可欠なインフラとしてより一層利用されるために、取引や組織の透明性を確保しながら利用者の信頼を獲得し、交易所の運営においては、財産権に関する総合的なサービス拠点（プラットフォーム）へ発展することが目指されており、現時点の交易所はそれに至る過程にあるといえるかもしれない。農業構造を変える農地の流動化に関与する組織である交易所の動向は、今後も注目されてよいであろう。

（注14）交易所に関する最近の動きおよび研究動向については、国務院発展研究中心農村経済研究部伍振軍研究員、中国人民大学博士課程在籍の魏広成氏から提供いただいた情報を基に、筆者

が整理した。両氏には記して感謝したい。

<参考文献>

- ・王雷軒（2018）「中国における農地担保金融の最近の動向と課題」『農林金融』2月号、15～28頁
- ・王雷軒（2019）「中国の農民專業合作社による信用事業の現状と課題——新合作社法施行後の聞き取り調査を中心に——」『農林金融』4月号、19～32頁
- ・若林剛志（2020）「中国における農村産権交易所の整備」『農中総研 調査と情報』web誌、3月号、20～21頁
- ・若林剛志・王雷軒（2020）「農地流動化における農村産権交易所の機能に関する考察」『農業経営研究』第58巻第3号（近刊）
- ・冯兴元・孙同全・张玉环・董翀（2019）『农村普惠金融研究』中国社会科学出版社
- ・国务院办公厅（2014）「国务院办公厅关于引导农村产权流转交易市场健康发展的意见」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/22/content_9424.htm（20年7月30日参照）
- ・韩长赋（2018）「中国农村土地制度改革」
http://www.moa.gov.cn/ztzl/xczx/rsqt/201812/t20181228_6165784.htm（20年7月30日参照）
- ・何广文・何婧・郭沛（2018）「再议农户信贷需求及信贷可得性」『农业经济问题』第2期、38～49頁
- ・农业部（2016）「农村土地经营权流转交易市场运行规范（试行）问答」
http://www.gov.cn/xinwen/2016-07/04/content_5088068.htm（20年7月30日参照）
- ・神州土地研究院编著（2018）『中国农村产权流转交易市场发展报告2017』中国农业大学出版社
- ・中国农业银行湖北省分行课题组（2014）「中国农村产权交易所运作模式比较研究——基于农村产权抵押融资的视角——」『农村金融研究』6月、23～28頁

（わかばやし たかし）

